

岩手高教組情報

No. 9

2017年
12月22日(金)

岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

● 県議会改正給与条例可決 ● 定期交渉 ● 第221回中央委員会開催 ● 「2017平和を考える集い」開催される ● 第27回日教組人権教育実践交流集会 ● 第24回教育相談全国集会 ● 千葉進県議 県議会本会議で質問 ● 喜怒哀楽 ● 1月の行事予定 ● ワークルールクイズ

県議会 改正給与条例可決

2017 給与改定 差額支給は12月27日

県人事委員会は月例給、一時金（0.05月分）ともに4年連続となる引き上げを勧告しました。勧告を受け県議会は、12月議会最終日の12月11日に給与条例を可決し確定しました。4月に遡及して適用とし、このことに伴う差額支給は12月27日に行われます。

大型はがき行動、総決起集会、県庁座り込み等、組合員一人ひとりのとりくみが年内支給に結びつきました。

2018年1月から 教員特殊業務手当 引き上げ！

・ 修学旅行等指導業務	日額4,250円（7.5h以上）	日額5,100円（7.5h以上）
・ 対外運動競技等引率指導業務	日額4,250円（7.5h以上）	日額5,100円（7.5h以上）
・ 部活動指導業務	日額3,000円（3.5h以上）	日額3,600円（3.5h以上）
	日額4,250円（7.5h以上）	日額5,100円（7.5h以上）

高教組は、県教委との定期交渉で教員特殊業務手当の増額を求め、18年1月からの引き上げが決定しました。教職員の部活動指導の負担を鑑み、国の予算措置の内容にそっての引き上げですが、国の基準にはない、部活動指導業務の7.5時間以上についても増額を勝ちとることができました。

あわせて部活動休養日の徹底が求められています。引き続き、多忙化の解消に努めていく必要があります。

週1日以上の休養日を設ける（土・日いずれか1日以上を休養日とすることが望ましい）

17年2月17日付県教委通知

退職手当引き下げ阻止 レッドカードのとりくみを！

4月19日に人事院が表明した国家公務員に係る退職手当の引下げ見解を踏まえ、官民較差約78万1千円の引き下げについて、12月8日、参議院本会議において、国家公務員退職手当法及び給与法が可決・成立しました。

地公共闘（高教組、岩教組、県職労等）は、岩手県で同様の引き下げを行わせないため、6月に「大型ハガキ署名」、10月に「イエローカード」にとりくみ、12月県議会への提案は見送らせることができました。しかし、国家公務員の退職手当引き下げが確定し、2月県議会への退職手当引き下げ提案の可能性が高いことから、現在「知事あてレッドカード」のとりくみを行っています。